## 飲食店時短要請等協力金(第5期) 金額算定に関するQ&A

## 【全体】

#### Q1 10月1日以降の支給金額の考え方を教えてほしい。

A1 三重県に発令されていた緊急事態宣言が9月30日をもって解除されたことに伴い、 支給金額の計算方法は以下のとおりとなります。

### 【中小企業の場合】売上高方式

| 令和2年又は令和元年 10 月の<br>1日あたり売上高 | ~約8.3万円  | 約 8.3~25 万円 | 25 万円~  |
|------------------------------|----------|-------------|---------|
| 協力金日額                        | 2.5 万円/日 | 2.5~7.5万円/日 | 7.5万円/日 |



## 【大企業の場合】売上高減少額方式 ※中小企業の場合、この方式も選択可

1日当たりの協力金額=令和2年又は令和元年からの10月の1日当たり売上高減少額×0.4 ※上限額(1日当たり)

20万円 又は 令和2年もしくは令和元年10月の1日あたりの売上高 $\times$ 0.3のいずれか低い額

## ●具体例

令和2年10月:1日当たり売上高40万円 令和3年10月:1日当たり売上高20万円

減少額:40万円-20万円=20万円

支給額:20万円×0.4=8万円

上限額:20万円 又は 40万円×0.3=12万円のいずれか低い額

⇒<u>12万円</u>

※「支給額」で算出した額が「上限額」を下回るため、8万円が1日あたりの支給額となる。

- Q2 中小企業の場合、売上高を基準にする計算方式と、売上高減少額を基準にする計算 方式の両方を選べるようになっているが、どちらを使った方がいいのか?
- A 2 売上高の減少幅が大きい場合など減少額方式の方が支給額が大きくなることがありますが、どちらの方式を用いるかはご自身で判断をお願いします。
- Q3 協力金の金額は円単位で計算されるのか? (令和3年10月1日更新)
- A3 1日あたりの売上高を千円単位に切り上げて算定します。
  - 例:1日当たり売上高95,000円で、10/1~10/14(14日間)を時短 営業した場合
  - $(95,000円 \times 0.3) = 28,500円 \rightarrow$  千円単位切り上げ 29,000円 ⇒支給額:29,000円 × 14日間 = 406,000円
  - ※早期支給を受けない場合の計算例です。早期支給を受ける場合の考え方は、Q15 を参 照してください。
- Q4 売上高は税抜と税込のどちらで計算するのか?
- A4 税抜で計算してください。

#### 【売上高方式に関するQ&A】

- Q5 売上高方式の場合、1日当たりの売上高はどのように算出するのか?
- A5 令和2年度又は令和元年度の確定申告書の控えや売上台帳等に記載された、10月 分の売上高÷31日で算出してください。
- Q6 開業後1年を経過しておらず、前年度の売上高を計算できない場合、協力金の算定 方法はどうなるのか?(令和3年10月1日更新)
- A 6 開店日から8月13日(第4期の時短要請開始日の前日)までの売上高を基準に日額 を算定してください。

[開店日からの売上高÷開店日からの日数]で1日当たりの売上高を計算し、それを 基に支給日額を算出してください。

●具体例(令和3年4月1日開店、10月1日~14日まで時短営業の場合)
開店日:令和3年4月1日 → 令和3年8月13日までの日数=135日
開店日から8月13日までの売上高:16,200,000円
1日当たりの売上高:16,200,000円÷135日=120,000円

協力金支給額:120,000円×0.3×14日=504,000円

※早期支給を受けない場合の計算例です。早期支給を受ける場合の考え方は、Q15 を参 照してください。

## Q7 前年度は個人事業主だったものが法人成りをした場合、個人事業主の時の売上高を 基準にすることはできるか?

A7 事業の継続性が認められれば対象となります。 合併や事業承継などの場合も同様の扱いとなります。

### 【売上高減少額方式に関するQ&A】

- Q8 売上高減少額方式の場合の計算方法はどのようにするのか?
- A8 時短要請の対象となる店舗ごとに、以下の計算式で計算します。
  - 1日当たりの売上高減少額=
  - (令和2年又は令和元年の10月の売上高-令和3年10月の売上高) ÷31日
  - 1日当たりの協力金額=「1日当たりの売上高減少額」×0.4

## Q9 中小企業が売上高減少額方式を利用した場合も、大企業と同様に上限20万円が適 用されるのか?

A 9 中小企業であっても、売上高減少額方式を利用して計算した場合、大企業と同様に上 限額は、20万円が適用されます。

## 【その他】

- Q10 協力金の日額単価を計算する際に、売上高の全てを元に計算してよいか?算定に当たって除外しなければならないものはあるのか?
- A10 以下に掲げるものは、飲食物の料金が含まれていない限り売上高から除外してください。なお、売上高は税抜額で計算してください(Q4参照)
  - ① デリバリーやテイクアウトを行っている場合、デリバリーやテイクアウト部門の売り上げ
  - ② 飲食店以外の施設・サービスを行っている場合、飲食店以外の部門の売り上げ
  - ③ 指名料、同伴料などの飲食物の料金を含まないサービス料等の売り上げ
  - ④ カラオケ設備利用料
  - ⑤ 施設入場料などの施設の利用のための料金
  - ⑥ 宿泊料(1泊2食付き等飲食代を含む場合も除外することが必要)
  - ⑦ 会場設営費、衣装代、メイク代等
  - ⑧ その他、飲食物の代金を含まないサービス料、売上高等

## Q11 中小企業の場合、売上高方式と売上高減少額方式のいずれかを選択可とのことだが、 店舗ごとにどちらの計算方式を選ぶか分けてもよいか?

A11 店舗ごとに計算方式を分けていただいても結構です。

### Q12 申請には、どのような添付書類が必要か?

A12 協力金の金額が、「前年度又は前々年度の売上高」か「前年度又は前々年度からの売上高減少額」に基づいて算定されるため、それらを証明する書類を添付していただきます。

具体的には、令和2年又は令和元年の10月分の売上台帳等の提出をお願いします。 なお、協力金の日額が下限額の25,000円/日である場合(1日あたりの売上高 が83,334円に満たない場合)は、これらの書類の添付を省略することができます。

## Q13 いわゆるみなし大企業は、大企業として扱うのか?

A13 中小企業として扱いますので、売上高方式で計算してください。

# Q14 第4期(8月14日~9月30日)の協力金と今回での第5期、金額の算定に違いはあるのか。

A14 「売上高方式」の場合、第4期のうち8月20日~8月26日はまん延防止等重点措置適用期間、8月27日~9月30日は緊急事態措置適用期間でしたので、1日あたりの支給額が変わります。

|      | 第4期            |           |           |           |
|------|----------------|-----------|-----------|-----------|
|      | まん延防止等重点措置適用期間 |           | 緊急事態措置    | 第5期       |
|      | 重点措置区域         | その他の区域    | 適用期間      |           |
| 上限日額 | 10 万円          | 7.5 万円    | 10 万円     | 7.5 万円    |
| 下限日額 | 3万円            | 2.5 万円    | 4万円       | 2.5 万円    |
| 計算方法 | 売上高日額×0.4      | 売上高額日×0.3 | 売上高日額×0.4 | 売上高日額×0.3 |

また、基準月が時短要請実施月の前年度又は前々年度の同じ月ですので、第5期は令和 2年又は令和元年の10月が基準月になります。

「売上高減少額方式」の場合、大きな違いはありませんが、第4期のまん延防止等重点措置適用期間と緊急事態措置適用期間では上限日額が「20万円」であるのに対し、第5期は、「20万円 又は 令和2年又は令和元年10月の1日あたり売上高×0.3のいずれか低い額」が上限日額となります。

## 【早期支給に関するQ&A】

## Q15 早期支給の申請をしたが、残りの協力金の申請はどうしたらよいか? (令和3年10月1日更新)

A15 早期支給の申請により先に支給を受けた金額を除外した金額を、本申請で申請していただきます。

なお、本申請をしていただかないと、協力金の受給を辞退したこととなり、本申請分の支給を受けられないだけでなく、早期支給分も返還いただくことになりますので、ご注意ください。

- ※早期支給の申請をせずに、1回の本申請のみで全額の協力金を受け取っていただく ことも可能です。早期支給を希望する場合と希望しない場合で支給金額に変更はあ りません。
- ※早期支給に関する詳細は、県ホームページ「三重県飲食店時短要請等協力金(第5期) 早期支給について」のページをご確認ください。